

豊橋市教育委員会共催・後援等に関する取扱内規

(趣旨)

第1条 教育、芸術、文化及びスポーツに関する事業の適正な振興を図るため、部外からの申請により豊橋市教育委員会（以下「市教委」という。）が、共催又は後援等を行う場合の基準及び手続き等については、この取扱内規の定めるところによる。

(共催、後援等の区分)

第2条 市教委が部外事業（市教委以外の者が主たる責任者として企画実施するものをいう。以下同じ。）について行う共催又は後援等は、次の区分によるものとする。

(1) 共 催 市教委が部外事業について、教育的見地から奨励の意を表すことができるものであり、かつ主催者の一員として当該事業の企画及び実施に原則として参画することが適当と認められるもの

(2) 後 援 市教委が部外事業について、教育的見地から奨励の意を表すことができるもの

(3) 協 賛 市教委が企画及び実施に直接参画しないが、公共団体が実施する事業で、共催に準じ取り扱うことが適当と認められるもの

(4) 推 薦 市教委が映画等の芸術、文化作品について、児童生徒に対する教育的見地から、奨励の意を表すことができるもの

(共催、後援等の基準)

第3条 前条の共催又は後援等は、市民の教育、芸術、文化及びスポーツの振興に寄与すると認められるものでなければならない。

2 部外事業が次の各号の一に該当すると認められる場合には、共催

又は後援等を行わないものとする。

(1) 特定の宗教又は政治団体を宣伝及び支持し、又はこれらに反対すると認められるもの

(2) 営利又は商業宣伝の意図があると認められるもの。ただし、教育的見地から後援、推薦等を行うことが適当と認められるものは除く。

(3) 公序良俗に反するもの又はその恐れのあるもの

(4) 暴力団と関係があるもの又はその恐れのあるもの

(5) その他共催又は後援等を行うことが不適当と認められるもの

第4条 市の財政措置を必要とする共催又は後援等については、当該事業に係る計画書その他関係資料を添えて市教委に申請するものとする。

(申請)

第5条 市教委の共催又は後援等を受けようとする者は、当該事業開催日の2週間前までに豊橋市教育委員会共催・後援等及び教育委員会賞申請書(様式第1号)を市教委に提出しなければならない。ただし、市教委が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

第6条 市教委は前条の申請を承認したときは、共催・後援等承認書(様式第2号)を申請者に交付する。

(事業実績報告書)

第7条 共催又は後援等を受けた者は、当該事業が終了したときは事業実績報告書(様式第3号)を速やかに提出しなければならない。

(共催、後援等の取消し等)

第8条 共催又は後援を行う事業について、事業実施前に第3条第2項の規定に該当すると認められる場合は、共催又は後援等の承認を取り消すものとする。

2 事業実施後に第3条第2項の規定に該当したことが認められる場合は、今後その団体に対する共催、後援等を行わない。

附 則

この内規は、昭和56年8月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成8年11月8日から施行する。

附 則

この内規は、平成11年11月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。